

**第49回衆議院議員総選挙・第25回最高裁判所裁判官国民審査
臨時啓発業務 選定基準**

評価項目		判断基準	配点
	公平・公正性	特定の政党や候補者に結び付く内容になっていないか 人権を侵害するものや差別的表現になっていないか など。	—
①	正確性	選挙に関する情報を正確、適切に伝えているか。	15
②	話題性	有権者の関心を集める企画、デザインとなっているか。	20
③	印象度	グラフィック・視覚的なインパクトに優れているか。	20
④	統一性	スポットCMとポスターとのメディアミックス効果に優れているか。	20
⑤	若年層への啓発効果	若年層（10代・20代）への啓発効果に優れているか。	15
⑥	経済性	各業務において必要な経費が適切に見積もられ、県の予算の範囲内となっているか。	10
評定合計			100

【評価計数】（評価点は、配点に評価計数を乗じて得るものとする。）

評価計数	1.00	0.80	0.60	0.40	0.20
評価視点	評価が特に高い	評価が高い	平均的	評価が低い	評価が特に低い

- ・各構成員の評価結果を集計し、その評価点の合計が最も高い提案者を委託契約候補者として選定する。
- ・評価点の合計が満点の6割未満の場合は、選定しないものとする。
- ・選考の結果、評価点の最も高い者が同点で2人以上ある場合は、評価会議の協議により候補者と次点者を選定する。